

[送信者] 事業所名 : グループホーム〇〇〇 電話番号 : 000-000-0000 事業開始年月日 : 2014年6月1日
 事業所住所 : 町田市〇〇〇〇-00-00 F A X 番号 : 000-000-0000 事業の形態 : 包括型 外部サービス利用型・日中サービス支援型
 ユニット所在地 : 町田市△△△0-00-00 入居定員 : 6人 現員 : 6人
 サテライト所在地 : なし 体験入居 : 0人

従業者名簿の記入方法 (2017年 4月分) 共同生活援助 ユニット名 : ユニット〇〇〇 [担当者名] 〇〇 〇〇

職種	氏名	勤務形態 (該当項目に○)	採用年月日	実務経験 (勤務年数) 所持資格 (取得日) 等	相談支援 従事者研修	サービス管理 責任者研修	月合計 勤務時間	うち当該事業所 の勤務時間	その他 (兼務の職種・兼務の事業所等)
管理者	○田 ○郎	常・非・兼	2014年6月1日	〇〇施設従事者 (6年) 社会福祉士 (2010年5月1日)			160 時間		グループホーム〇〇〇サービス管理責任者
サービス 管理責任者	○田 ○郎	常・非・兼	2014年6月1日	〇〇施設従事者 (6年) 社会福祉士 (2010年5月1日)	○ 受講	○ 修了	160 時間	120 時間	グループホーム〇〇〇管理者
					未受講	未修了			
サービス 管理責任者	○口 ○美	常・非・兼	2014年6月1日	〇〇病院勤務 (4年) 看護師 (1999年5月1日)	○ 受講	○ 修了	160 時間	時間	
					未受講	未修了			
世話人	○間 ○江	常・非・兼	2014年6月1日				100 時間	100 時間	
世話人	○藤 ○吉	常・非・兼	2017年2月15日	精神保健福祉士 (2000年3月3日)			160 時間	100 時間	グループホーム〇〇〇生活支援員 福祉専門職員配置等加算あり
生活支援員	○藤 ○吉	常・非・兼	2017年2月15日	精神保健福祉士 (2000年3月3日)			160 時間	60 時間	グループホーム〇〇〇生活支援員 福祉専門職員配置等加算あり
生活支援員	○本 ○子	常・非・兼	2015年4月30日	社会福祉士 (2014年2月10日)			100 時間	100 時間	福祉専門職員配置等加算あり
							840 時間	480 時間	

<記入上の注意点>

①略記号について

表中の略記号の正式名称は下記のとおりです。
 【勤務形態】常：常勤、非：非常勤、兼：兼務

②「氏名」欄について

職種欄に該当する職員の氏名を記入してください。

③「採用年月日」欄について

貴事業所が採用した年月日を記載してください。

④「実務経験 (勤務年数)、所持資格 (取得日) 等」欄について

・サービス管理責任者の要件を満たす実務経験の内容・経験年数及び資格
 ・通過型グループホーム等における世話人の資格等
 を記入してください。

⑤「月合計勤務時間」欄について

実地指導日の前月 1 か月間に勤務した時間数 (合計時間) を記入してください
 (他事業所での勤務時間も含む)。

⑥「うち当該事業所の勤務時間」欄について

実地指導日の前月 1 か月間に貴事業所で勤務した時間数 (合計時間) を記入してください。

⑦「その他 (兼務の職種・兼務の事業所等)」欄について

兼務している業務等がある場合は記入してください。また、福祉専門職員配置等加算がある場合は、その旨を福祉専門職員として配置している職員の欄に記載してください。

記入例

従業者等の勤務実績 (年 月)

入居者の障害支援区分	区分無し	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
	人	0人	0人	3人	2人	1人	0人	6人

必要配置数	世話人		生活支援員	
	4 : 1	1.5 人	0.8 人	
	5 : 1	1.2 人		
6 : 1	1 人			

サービス種類		共同生活援助																												グループホーム〇〇〇		
事業所の形態		包括型・外部サービス利用型・日中																														
職種	氏名																													4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
管理者	○田 ○郎		2	2	2		2	2		2	2		2	2		2	2		2	2		2	2		2	2		2	2			
サービス管理責任者	○田 ○郎		6	6	6		6	6		6	6		6	6		6	6		6	6		6	6		6	6		6	6			
サービス管理責任者	○口 ○美	8	8		8	8		8			8	8	8	8		8	8	8		8	8	8		8	8		8	8				
世話人	○間 ○江	5		5	5	5	5	5		5	5	5		5	5	5		5	5	5		5	5	5		5	5	5				
世話人	○藤 ○吉	6	6	6		6		6	6	6		6	6	6		6	6	6		6	6	6		6	6	6	6					
生活支援員	○藤 ○吉	2	2	2		2		2	2	2		2	2	2		2	2	2		2	2	2		2	2	2	2					
生活支援員	○本 ○子	5	5		5	5	5	5		5	5	5		5	5	5		5	5	5		5	5	5		5	5	5				
合計 (管理者を除く)		26	27	19	19	21	16	26	16	19	16	27	24	26	32	14	26	24	19	24	32	21	19	16	22	24	24	26	21			
		1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数 (就業規則上に定める時間数)																												40		

実地指導日の前月の状況を記入してください。

障害支援区分ごとの入居者の人数を記入してください。

兼務の場合は職種ごとに勤務時間数を按分してください。

小数点第2位以下を切り捨ててください。

就業規則で定めている1週間の勤務時間数を記入してください。

常勤換算後の人数 サービス提供責任者、従業者の週平均の勤務時間の合計時間数を、1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数 (就業規則上に定める時間数) で割り、小数点以下第2位を切り捨てた数

注1 事業所単位で作成してください (ユニットごとの作成は不要です)。
 注2 勤務形態が兼務の職員の場合、勤務時間数を各職種ごとに按分し記載してください。

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙2

※昨年度及び今年度(実地指導日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績(加算・減算に該当)がある (算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。)

共同生活援助(介護サービス包括型)

事業所名: _____

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
共同生活援助 サービス費	I (4:1)	区分6	667/日	世話人が、常勤換算方法で利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合		
		区分5	552/日			
		区分4	471/日			
		区分3	381/日			
		区分2	292/日			
		区分1以下	243/日			
	II (5:1)	区分6	616/日	世話人が、常勤換算方法で利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合		
		区分5	500/日			
		区分4	421/日			
		区分3	331/日			
		区分2	243/日			
		区分1以下	198/日			
	III (6:1)	区分6	583/日	I及びII以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合		
		区分5	467/日			
		区分4	387/日			
		区分3	298/日			
		区分2	209/日			
		区分1以下	170/日			
	IV (体験型利用)	区分6	697/日	一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を提供した場合(年50日以内に限る)		
		区分5	582/日			
		区分4	501/日			
		区分3	411/日			
		区分2	322/日			
		区分1以下	272/日			
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき世話人、生活支援員の員数が基準を満たしていない場合 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間	/		
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間	/		
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間	/		
	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間	/		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
共同生活援助計画未作成減算	共同生活援助計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	共同生活援助計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間		
	共同生活援助計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して共同生活援助計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間		
身体拘束廃止未実施減算		5/日	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算 ※②～④は2021年度は努力義務、2022年度から義務化、減算の適用は2023年4月から。		
大規模住居等減算	8人以上	95/100	共同生活住居の入居定員が8人以上である場合		
	21人以上	93/100	共同生活住居の入居定員が21人以上である場合		
	21人以上 [一体型運営]	95/100	一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合		
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)	10/日	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所		
	(Ⅱ)	7/日	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所		
	(Ⅲ)	4/日	世話人又は生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		41/日	次のいずれも満たす場合 ①視覚障がい者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者の場合は、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30%以上である ②指定基準上必要な職員数に加え、上記障がい者に関し専門性を持つ者として専ら当障がい者の生活支援に従事する職員を、常勤換算で利用者の数を50で除した数以上配置している		
看護職員配置加算		70/日	指定基準上必要な職員数に加え、看護職員を1以上(常勤換算)配置している場合 ※複数の共同生活住居がある場合は、看護職員を1以上(常勤換算)かつ利用者の数を20で除した数以上配置すること ※医療連携体制加算(医療連携体制加算(Ⅳ)を除く)と同時算定は不可		
夜間支援等体制加算 (Ⅰ)	(一)区分4以上	672/日	夜間支援対象利用者が2人以下		
	(二)区分3	560/日			
	(三)区分2以下	448/日			
	(一)区分4以上	448/日	夜間支援対象利用者が3人		
	(二)区分3	373/日			
	(三)区分2以下	299/日			
	(一)区分4以上	336/日	夜間支援対象利用者が4人		
	(二)区分3	280/日			
	(三)区分2以下	224/日			
	(一)区分4以上	269/日	夜間支援対象利用者が5人		
	(二)区分3	224/日			
	(三)区分2以下	179/日			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
夜間支援等体制加算 (I)	(一)区分4以上	224/日	夜間支援対象利用者が6人		
	(二)区分3	187/日			
	(三)区分2以下	149/日			
	(一)区分4以上	192/日	夜間支援対象利用者が7人		
	(二)区分3	160/日			
	(三)区分2以下	128/日			
	(一)区分4以上	168/日	夜間支援対象利用者が8人		
	(二)区分3	140/日			
	(三)区分2以下	112/日			
	(一)区分4以上	149/日	夜間支援対象利用者が9人		
	(二)区分3	124/日			
	(三)区分2以下	99/日			
	(一)区分4以上	135/日	夜間支援対象利用者が10人		
	(二)区分3	113/日			
	(三)区分2以下	90/日			
	(一)区分4以上	122/日	夜間支援対象利用者が11人		
	(二)区分3	102/日			
	(三)区分2以下	81/日			
	(一)区分4以上	112/日	夜間支援対象利用者が12人		
	(二)区分3	93/日			
	(三)区分2以下	75/日			
	(一)区分4以上	103/日	夜間支援対象利用者が13人		
	(二)区分3	86/日			
	(三)区分2以下	69/日			
	(一)区分4以上	96/日	夜間支援対象利用者が14人		
	(二)区分3	80/日			
	(三)区分2以下	64/日			
	(一)区分4以上	90/日	夜間支援対象利用者が15人		
	(二)区分3	75/日			
	(三)区分2以下	60/日			
(一)区分4以上	84/日	夜間支援対象利用者が16人			
(二)区分3	70/日				
(三)区分2以下	56/日				
(一)区分4以上	79/日	夜間支援対象利用者が17人			
(二)区分3	66/日				
(三)区分2以下	53/日				
(一)区分4以上	75/日	夜間支援対象利用者が18人			
(二)区分3	63/日				
(三)区分2以下	50/日				
(一)区分4以上	71/日	夜間支援対象利用者が19人			
(二)区分3	59/日				

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
夜間支援等体制加算 (I)	(三)区分2以下	47/日	夜間支援対象利用者が19人		
	(一)区分4以上	67/日	夜間支援対象利用者が20人		
	(二)区分3	56/日			
	(三)区分2以下	45/日			
	(一)区分4以上	64/日	夜間支援対象利用者が21人		
	(二)区分3	53/日			
	(三)区分2以下	43/日			
	(一)区分4以上	61/日	夜間支援対象利用者が22人		
	(二)区分3	51/日			
	(三)区分2以下	41/日			
	(一)区分4以上	58/日	夜間支援対象利用者が23人		
	(二)区分3	48/日			
	(三)区分2以下	39/日			
	(一)区分4以上	56/日	夜間支援対象利用者が24人		
	(二)区分3	47/日			
	(三)区分2以下	37/日			
	(一)区分4以上	54/日	夜間支援対象利用者が25人		
	(二)区分3	45/日			
	(三)区分2以下	36/日			
	(一)区分4以上	51/日	夜間支援対象利用者が26人		
	(二)区分3	43/日			
	(三)区分2以下	34/日			
	(一)区分4以上	50/日	夜間支援対象利用者が27人		
	(二)区分3	42/日			
(三)区分2以下	33/日				
(一)区分4以上	48/日	夜間支援対象利用者が28人			
(二)区分3	40/日				
(三)区分2以下	32/日				
(一)区分4以上	46/日	夜間支援対象利用者が29人			
(二)区分3	38/日				
(三)区分2以下	31/日				
(一)区分4以上	45/日	夜間支援対象利用者が30人			
(二)区分3	38/日				
(三)区分2以下	30/日				
夜間支援等体制加算(II)		112/日	夜間支援対象利用者が4人以下		
		90/日	夜間支援対象利用者が5人		
		75/日	夜間支援対象利用者が6人		
		64/日	夜間支援対象利用者が7人		
		56/日	夜間支援対象利用者が8人		
		50/日	夜間支援対象利用者が9人		
		45/日	夜間支援対象利用者が10人		

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
夜間支援等体制加算(Ⅱ)	40/日	夜間支援対象利用者が11人		
	37/日	夜間支援対象利用者が12人		
	34/日	夜間支援対象利用者が13人		
	32/日	夜間支援対象利用者が14人		
	30/日	夜間支援対象利用者が15人		
	28/日	夜間支援対象利用者が16人		
	26/日	夜間支援対象利用者が17人		
	25/日	夜間支援対象利用者が18人		
	23/日	夜間支援対象利用者が19人		
	22/日	夜間支援対象利用者が20人		
	21/日	夜間支援対象利用者が21人		
	20/日	夜間支援対象利用者が22人		
	19/日	夜間支援対象利用者が23人		
	18/日	夜間支援対象利用者が24人		
	18/日	夜間支援対象利用者が25人		
	17/日	夜間支援対象利用者が26人		
	16/日	夜間支援対象利用者が27人		
	16/日	夜間支援対象利用者が28人		
15/日	夜間支援対象利用者が29人			
15/日	夜間支援対象利用者が30人			
夜間支援等体制加算(Ⅲ)	10/日	夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合		
夜間支援等体制加算(Ⅳ)	60/日	夜間支援対象利用者が15人以下		
	56/日	夜間支援対象利用者が16人		
	53/日	夜間支援対象利用者が17人		
	50/日	夜間支援対象利用者が18人		
	47/日	夜間支援対象利用者が19人		
	45/日	夜間支援対象利用者が20人		
	43/日	夜間支援対象利用者が21人		
	41/日	夜間支援対象利用者が22人		
	39/日	夜間支援対象利用者が23人		
	37/日	夜間支援対象利用者が24人		
	36/日	夜間支援対象利用者が25人		
	34/日	夜間支援対象利用者が26人		
	33/日	夜間支援対象利用者が27人		
	32/日	夜間支援対象利用者が28人		
31/日	夜間支援対象利用者が29人			
30/日	夜間支援対象利用者が30人			
夜間支援等体制加算(Ⅴ)	30/日	夜間支援対象利用者が15人以下		
	28/日	夜間支援対象利用者が16人		
	26/日	夜間支援対象利用者が17人		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
夜間支援等体制加算(V)		25/日	夜間支援対象利用者が18人		
		23/日	夜間支援対象利用者が19人		
		22/日	夜間支援対象利用者が20人		
		21/日	夜間支援対象利用者が21人		
		20/日	夜間支援対象利用者が22人		
		19/日	夜間支援対象利用者が23人		
		18/日	夜間支援対象利用者が24人		
		18/日	夜間支援対象利用者が25人		
		17/日	夜間支援対象利用者が26人		
		16/日	夜間支援対象利用者が27人		
		16/日	夜間支援対象利用者が28人		
		15/日	夜間支援対象利用者が29人		
		15/日	夜間支援対象利用者が30人		
夜間支援等体制加算(VI)		30/日	夜間支援対象利用者が15人以下		
		28/日	夜間支援対象利用者が16人		
		26/日	夜間支援対象利用者が17人		
		25/日	夜間支援対象利用者が18人		
		23/日	夜間支援対象利用者が19人		
		22/日	夜間支援対象利用者が20人		
		21/日	夜間支援対象利用者が21人		
		20/日	夜間支援対象利用者が22人		
		19/日	夜間支援対象利用者が23人		
		18/日	夜間支援対象利用者が24人		
		18/日	夜間支援対象利用者が25人		
		17/日	夜間支援対象利用者が26人		
		16/日	夜間支援対象利用者が27人		
	16/日	夜間支援対象利用者が28人			
	15/日	夜間支援対象利用者が29人			
	15/日	夜間支援対象利用者が30人			
重度障害者支援加算	(I)	360/日	<p>次の(1)の基準を満たすものとして届け出た指定共同生活援助事業所において、(2)の利用者に対して共同生活援助を行った場合 (1)施設基準(厚生労働大臣が定める基準) ①基準上置くべき生活支援員に加え、(2)の利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置されていること ②サービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修又は第2号過程を修了し、証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シートを作成すること ③生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修または第3号研修の課程を修了し、証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること</p> <p>(2)利用者(厚生労働大臣が定める基準) ①区分6(障害児にあつては、これに相当する支援の度合)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であつて、人工呼吸器による呼吸管理を行っている者又は最重度の知的障害のある者 ②第543号告示の別表第2に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者</p>		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
重度障害者支援加算	(Ⅱ)	180/日	次の①から③のいずれにも該当する事業所において、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者に対して指定共同生活援助を行った場合 ①指定基準に定める員数に加えて支援に必要な生活支援員を加配 ②サービス管理責任者または生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者 ・強度行動障害者支援者養成研修(実践研修) ・行動援護従業者養成研修 ③生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者 ・強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修) ・行動援護従業者養成研修 ※重度障害者支援加算(Ⅰ)が算定される場合は算定しない。			
医療的ケア対応支援加算		120/日	指定基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要な者に対して指定共同生活援助を行った場合 ※重度障害者支援加算(Ⅰ)または医療連携体制加算が算定される場合は算定しない。			
日中支援加算	(Ⅰ)	対象利用者が1人	539/日	事業所が、65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合(日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に行った支援は除く)		
		対象利用者が2人以上	270/日			
	(Ⅱ)	対象利用者が1人(区分4から区分6まで)	539/日			
		対象利用者が1人(区分3以下)	270/日			
		対象利用者が2人以上(区分4から区分6まで)	270/日			
対象利用者が2人以上(区分3以下)	135/日	事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを提供できないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合(当該2日を超える期間について加算)				
自立生活支援加算		500/日	退居する利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる者に限る)に対し、退居後の生活について相談援助を行い、かつ利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービス等について連絡調整等を行った場合(入居中2回を限度) または、退居後30日以内に利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合(退居後1回を限度) ※退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は対象外			
入院時支援特別加算	入院期間(初日と最終日を除く)の日数の合計が3日以上7日未満	561/日	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合(1月に1回を限度とする)			
	入院期間(初日と最終日を除く)の日数の合計が7日以上	1,122/日				
帰宅時支援加算	外泊期間(初日と最終日を除く)の日数の合計が3日以上7日未満	187/日	利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について加算			
	外泊期間(初日と最終日を除く)の日数の合計が7日以上	374/日				

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
長期入院時支援特別加算	122/日	利用者が病院や診療所への入院を要した場合に、いずれかの職種の者が共同生活援助計画に基づき、病院又は診療所を訪問し、連絡調整、被服の準備その他の日常生活上の支援を行った場合、1月の入院期間(入院初日及び最終日を除く)が2日を超える場合(継続して入院している者にあつては、入院初日から起算して3月に限る) ※入院時支援特別加算が算定されている月を除く		
長期帰宅時支援加算	40/日	利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊初日及び最終日を除く)の日数が2日を超える場合(継続して外泊している者にあつては、外泊初日から起算して3月に限る) ※帰宅時支援加算が算定されている月を除く		
地域生活移行個別支援特別加算	670/日	次の(1)の基準を満たす指定共同生活援助事業所において、(2)の利用者に対し、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するための相談援助、個別の支援等を行った場合 (1)施設基準(厚生労働大臣が定める基準) ①基準上置くべき世話人又は生活支援員に加え、(2)の利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること ②社会福祉士又は精神保健福祉士が配置されているとともに、(2)の利用者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること ③従業員に対し、医療観察法に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設、少年院を釈放された障害者の支援に関する研修を年1回以上行っていること ④保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整っていること (2)利用者(厚生労働大臣が定める基準) 医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過しない者又は矯正施設、更生保護施設を退所後3年を経過しない者であつて、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者		
精神障害者地域移行特別加算	300/日	次のいずれも満たす場合 (1)運営規程で主たる対象とする障がい者の種類に精神障がい者を含んでいる (2)指定基準により配置すべき従業員のうち、社会福祉士等を1人以上配置している (3)上記(2)の従業員が、精神科病院に1年以上入院していた精神障がい者(退院してから1年以内に限る)に対して、①共同生活援助計画等を作成、②地域で生活するために必要な相談援助・個別支援を実施した		
強度行動障害者地域移行特別加算	300/日	次のいずれも満たす場合 (1)別に厚生労働大臣が定める施設基準(※1)を満たしている (2)障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害者(※2)(退所してから1年以内に限る)に対し、共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助・個別支援を実施した ※1 別に厚生労働大臣が定める施設基準 次のいずれも満たす施設 ①強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1名以上配置している ②強度行動障害支援者養成(基礎研修)又は行動援護従業者養成研修を終了した生活支援員の割合が100分の20以上である ※2 強度行動障害者 認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上である者		
強度行動障害者体験利用加算	400/日	強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行うにあたり、強度行動障害支援者養成研修の修了者を配置している場合		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
医療連携体制 加算	(Ⅰ)	32/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、当該看護の提供時間が1時間未満である場合			
	(Ⅱ)	63/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、当該看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合			
	(Ⅲ)	125/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、当該看護の提供時間が2時間以上である場合			
	(Ⅳ)	利用者が1人	800/日			医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行った場合
		利用者が2人	500/日			
		利用者が3人以上 8人以下	400/日			
	(Ⅴ)	500/日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算			
(Ⅵ)	100/日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合。 ※(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合は算定しない				
(Ⅶ)	39/日	次の①～③に適合するものとして届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合 ①事業所の職員として、又は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により、看護師を1名以上確保していること ②看護師により24時間連絡できる体制を確保していること ③重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること				
通勤者生活支援加算		18/日	利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして届け出た事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合			
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の8.6%を 加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅱ)	所定単位の6.3%を 加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅲ)	所定単位の3.5%を 加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の90/100を 加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合(要件の詳細については下記参照) ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能			
	(Ⅴ)	(Ⅲ)の80/100を 加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合(要件の詳細については下記参照) ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
福祉・介護職員 処遇改善加算			<p>※(Ⅰ)～(Ⅴ)のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。</p> <p>【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p> <p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員(原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象)</p> <p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【職場環境等要件】平成27年4月から((Ⅱ)・(Ⅲ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>		
福祉・介護職員 処遇改善特別加算		所定単位の 1.0% を加算	<p>福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られている場合</p> <p>※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない</p> <p>※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能</p>		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 □内は指定障害者支援施設で支援を行った場合	(Ⅰ)	所定単位の 1.9%を加算	<p>福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合。</p> <p>※(Ⅱ)は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所</p>		
	(Ⅱ)	所定単位の 1.6%を加算			

障害福祉サービス報酬算定(加算・減算)点検表

別紙2

※昨年度及び今年度(実地指導日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績(加算・減算に該当)がある (算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。)

共同生活援助(外部サービス提供型)

事業所名：

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求		
外部サービス利用型共同生活援助サービス費	I (4:1)	243/日	世話人が、常勤換算方法で利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして届け出た事業所において、基本サービスを行った場合			
	II (5:1)	198/日	世話人が、常勤換算方法で利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして届け出た事業所において、基本サービスを行った場合			
	III (6:1)	170/日	世話人が、常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして届け出た事業所において、基本サービスを行った場合			
	IV	114/日	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平25厚労省令第124号)附則第4条の規定の適用を受ける事業所において、基本サービスを行った場合。			
	V (体験型利用)	272/日	一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービスを提供した場合(年50日以内に限り)			
受託居宅介護サービス費	所要時間に 応じて算定	障害支援区分2以上の利用者に対して、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合				
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき世話人、生活支援員の員数が基準を満たしていない場合 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間	/		
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間	/		
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間	/		
	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間	/		
共同生活援助計画未作成減算	共同生活援助計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	共同生活援助計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間	/		
	共同生活援助計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して共同生活援助計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間	/		
身体拘束廃止未実施減算	5/日	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算 ※②～④は2021年度は努力義務、2022年度から義務化、減算の適用は2023年4月から。	/			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
大規模住居等減算	8人以上	95/100	共同生活住居の入居定員が8人以上である場合	/	
	21人以上	93/100	共同生活住居の入居定員が21人以上である場合		
	21人以上 [一体型運営]	95/100	一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合		
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)	10/日	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所		
	(Ⅱ)	7/日	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所		
	(Ⅲ)	4/日	世話人又は生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		41/日	次のいずれも満たす場合 ①視覚障がい者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者の場合は、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30%以上である ②指定基準上必要な職員数に加え、上記障がい者に関し専門性を持つ者として専ら当障がい者の生活支援に従事する職員を、常勤換算で利用者の数を50で除した数以上配置している		
看護職員配置加算		70/日	指定基準上必要な職員数に加え、看護職員を1以上(常勤換算)配置している場合 ※複数の共同生活住居がある場合は、看護職員を1以上(常勤換算)かつ利用者の数を20で除した数以上配置すること ※医療連携体制加算(医療連携体制加算(Ⅳ)を除く)と同時算定は不可		
夜間支援等体制加算(Ⅰ)	(一)区分4以上	672/日	夜間支援対象利用者が2人以下		
	(二)区分3	560/日			
	(三)区分2以下	448/日			
	(一)区分4以上	448/日	夜間支援対象利用者が3人		
	(二)区分3	373/日			
	(三)区分2以下	299/日			
	(一)区分4以上	336/日	夜間支援対象利用者が4人		
	(二)区分3	280/日			
	(三)区分2以下	224/日			
	(一)区分4以上	269/日	夜間支援対象利用者が5人		
	(二)区分3	224/日			
	(三)区分2以下	179/日			
	(一)区分4以上	224/日	夜間支援対象利用者が6人		
	(二)区分3	187/日			
	(三)区分2以下	149/日			
	(一)区分4以上	192/日	夜間支援対象利用者が7人		
	(二)区分3	160/日			
	(三)区分2以下	128/日			
	(一)区分4以上	168/日	夜間支援対象利用者が8人		
	(二)区分3	140/日			
	(三)区分2以下	112/日			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
夜間支援等体制加算 (I)	(一)区分4以上	149/日	夜間支援対象利用者が9人		
	(二)区分3	124/日			
	(三)区分2以下	99/日			
	(一)区分4以上	135/日	夜間支援対象利用者が10人		
	(二)区分3	113/日			
	(三)区分2以下	90/日			
	(一)区分4以上	122/日	夜間支援対象利用者が11人		
	(二)区分3	102/日			
	(三)区分2以下	81/日			
	(一)区分4以上	112/日	夜間支援対象利用者が12人		
	(二)区分3	93/日			
	(三)区分2以下	75/日			
	(一)区分4以上	103/日	夜間支援対象利用者が13人		
	(二)区分3	86/日			
	(三)区分2以下	69/日			
	(一)区分4以上	96/日	夜間支援対象利用者が14人		
	(二)区分3	80/日			
	(三)区分2以下	64/日			
	(一)区分4以上	90/日	夜間支援対象利用者が15人		
	(二)区分3	75/日			
	(三)区分2以下	60/日			
(一)区分4以上	84/日	夜間支援対象利用者が16人			
(二)区分3	70/日				
(三)区分2以下	56/日				
(一)区分4以上	79/日	夜間支援対象利用者が17人			
(二)区分3	66/日				
(三)区分2以下	53/日				
(一)区分4以上	75/日	夜間支援対象利用者が18人			
(二)区分3	63/日				
(三)区分2以下	50/日				
(一)区分4以上	71/日	夜間支援対象利用者が19人			
(二)区分3	59/日				
(三)区分2以下	47/日				
(一)区分4以上	67/日	夜間支援対象利用者が20人			
(二)区分3	56/日				
(三)区分2以下	45/日				
(一)区分4以上	64/日	夜間支援対象利用者が21人			
(二)区分3	53/日				
(三)区分2以下	43/日				

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
夜間支援等体制加算 (I)	(一)区分4以上	61/日	夜間支援対象利用者が22人		
	(二)区分3	51/日			
	(三)区分2以下	41/日			
	(一)区分4以上	58/日	夜間支援対象利用者が23人		
	(二)区分3	48/日			
	(三)区分2以下	39/日			
	(一)区分4以上	56/日	夜間支援対象利用者が24人		
	(二)区分3	47/日			
	(三)区分2以下	37/日			
	(一)区分4以上	54/日	夜間支援対象利用者が25人		
	(二)区分3	45/日			
	(三)区分2以下	36/日			
	(一)区分4以上	51/日	夜間支援対象利用者が26人		
	(二)区分3	43/日			
	(三)区分2以下	34/日			
	(一)区分4以上	50/日	夜間支援対象利用者が27人		
	(二)区分3	42/日			
	(三)区分2以下	33/日			
	(一)区分4以上	48/日	夜間支援対象利用者が28人		
	(二)区分3	40/日			
	(三)区分2以下	32/日			
(一)区分4以上	46/日	夜間支援対象利用者が29人			
(二)区分3	38/日				
(三)区分2以下	31/日				
(一)区分4以上	45/日	夜間支援対象利用者が30人			
(二)区分3	38/日				
(三)区分2以下	30/日				
夜間支援等体制加算(II)		112/日	夜間支援対象利用者が4人以下		
		90/日	夜間支援対象利用者が5人		
		75/日	夜間支援対象利用者が6人		
		64/日	夜間支援対象利用者が7人		
		56/日	夜間支援対象利用者が8人		
		50/日	夜間支援対象利用者が9人		
		45/日	夜間支援対象利用者が10人		
		40/日	夜間支援対象利用者が11人		
		37/日	夜間支援対象利用者が12人		
		34/日	夜間支援対象利用者が13人		
		32/日	夜間支援対象利用者が14人		
		30/日	夜間支援対象利用者が15人		
		28/日	夜間支援対象利用者が16人		
		26/日	夜間支援対象利用者が17人		

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
夜間支援等体制加算(Ⅱ)	25/日	夜間支援対象利用者が18人		
	23/日	夜間支援対象利用者が19人		
	22/日	夜間支援対象利用者が20人		
	21/日	夜間支援対象利用者が21人		
	20/日	夜間支援対象利用者が22人		
	19/日	夜間支援対象利用者が23人		
	18/日	夜間支援対象利用者が24人		
	18/日	夜間支援対象利用者が25人		
	17/日	夜間支援対象利用者が26人		
	16/日	夜間支援対象利用者が27人		
	16/日	夜間支援対象利用者が28人		
	15/日	夜間支援対象利用者が29人		
	15/日	夜間支援対象利用者が30人		
夜間支援等体制加算(Ⅲ)	10/日	夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合		
夜間支援等体制加算(Ⅳ)	60/日	夜間支援対象利用者が15人以下		
	56/日	夜間支援対象利用者が16人		
	53/日	夜間支援対象利用者が17人		
	50/日	夜間支援対象利用者が18人		
	47/日	夜間支援対象利用者が19人		
	45/日	夜間支援対象利用者が20人		
	43/日	夜間支援対象利用者が21人		
	41/日	夜間支援対象利用者が22人		
	39/日	夜間支援対象利用者が23人		
	37/日	夜間支援対象利用者が24人		
	36/日	夜間支援対象利用者が25人		
	34/日	夜間支援対象利用者が26人		
	33/日	夜間支援対象利用者が27人		
	32/日	夜間支援対象利用者が28人		
	31/日	夜間支援対象利用者が29人		
30/日	夜間支援対象利用者が30人			
夜間支援等体制加算(Ⅴ)	30/日	夜間支援対象利用者が15人以下		
	28/日	夜間支援対象利用者が16人		
	26/日	夜間支援対象利用者が17人		
	25/日	夜間支援対象利用者が18人		
	23/日	夜間支援対象利用者が19人		
	22/日	夜間支援対象利用者が20人		
	21/日	夜間支援対象利用者が21人		
	20/日	夜間支援対象利用者が22人		
	19/日	夜間支援対象利用者が23人		
18/日	夜間支援対象利用者が24人			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
夜間支援等体制加算(V)		18/日	夜間支援対象利用者が25人		
		17/日	夜間支援対象利用者が26人		
		16/日	夜間支援対象利用者が27人		
		16/日	夜間支援対象利用者が28人		
		15/日	夜間支援対象利用者が29人		
		15/日	夜間支援対象利用者が30人		
夜間支援等体制加算(VI)		30/日	夜間支援対象利用者が15人以下		
		28/日	夜間支援対象利用者が16人		
		26/日	夜間支援対象利用者が17人		
		25/日	夜間支援対象利用者が18人		
		23/日	夜間支援対象利用者が19人		
		22/日	夜間支援対象利用者が20人		
		21/日	夜間支援対象利用者が21人		
		20/日	夜間支援対象利用者が22人		
		19/日	夜間支援対象利用者が23人		
		18/日	夜間支援対象利用者が24人		
		18/日	夜間支援対象利用者が25人		
		17/日	夜間支援対象利用者が26人		
		16/日	夜間支援対象利用者が27人		
		16/日	夜間支援対象利用者が28人		
医療的ケア対応支援加算		120/日	<p>指定基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要な者に対して指定共同生活援助を行った場合</p> <p>※医療連携体制加算が算定される場合は算定しない。</p>		
	日中支援加算	(I)	対象利用者が1人	539/日	<p>事業所が、65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合(日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に行った支援は除く)</p> <p>事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを提供できないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合(当該2日を超える期間について加算)</p>
対象利用者が2人以上			270/日		
(II)		対象利用者が1人(区分4から区分6まで)	539/日		
		対象利用者が1人(区分3以下)	270/日		
		対象利用者が2人以上(区分4から区分6まで)	270/日		
		対象利用者が2人以上(区分3以下)	135/日		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
自立生活支援加算		500/日	退居する利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる者に限る)に対し、退居後の生活について相談援助を行い、かつ利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービス等について連絡調整等を行った場合(入居中2回を限度) または、退居後30日以内に利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合(退居後1回を限度) ※退居後に他の社会福祉施設等に入所する場合は対象外		
入院時支援特別加算	入院期間(初日と最終日を除く)の日数の合計が3日以上7日未満	561/日	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合(1月に1回を限度とする)		
	入院期間(初日と最終日を除く)の日数の合計が7日以上	1,122/日			
帰宅時支援加算	外泊期間(初日と最終日を除く)の日数の合計が3日以上7日未満	187/日	利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について加算		
	外泊期間(初日と最終日を除く)の日数の合計が7日以上	374/日			
長期入院時支援特別加算		122/日	利用者が病院や診療所への入院を要した場合に、いずれかの職種の者が共同生活援助計画に基づき、病院又は診療所を訪問し、連絡調整、被服の準備その他の日常生活上の支援を行った場合、1月の入院期間(入院初日及び最終日を除く)が2日を超える場合(継続して入院している者にあつては、入院初日から起算して3月に限る) ※入院時支援特別加算が算定されている月を除く		
長期帰宅時支援加算		40/日	利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊初日及び最終日を除く)の日数が2日を超える場合(継続して外泊している者にあつては、外泊初日から起算して3月に限る) ※帰宅時支援加算が算定されている月を除く		
地域生活移行個別支援特別加算		670/日	次の(1)の基準を満たす指定共同生活援助事業所において、(2)の利用者に対し、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するための相談援助、個別の支援等を行った場合 (1)施設基準(厚生労働大臣が定める基準) ①基準上置くべき世話人又は生活支援員に加え、(2)の利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること ②社会福祉士又は精神保健福祉士が配置されているとともに、(2)の利用者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること ③従業員に対し、医療観察法に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設、少年院を釈放された障害者の支援に関する研修を年1回以上行っていること ④保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整っていること (2)利用者(厚生労働大臣が定める基準) 医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過しない者又は矯正施設、更生保護施設を退所後3年を経過しない者であつて、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者		
精神障害者地域移行特別加算		300/日	次のいずれも満たす場合 (1)運営規程で主たる対象とする障がい者の種類に精神障がい者を含んでいる (2)指定基準により配置すべき従業者のうち、社会福祉士等を1人以上配置している (3)上記(2)の従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障がい者(退院してから1年以内に限る)に対して、①共同生活援助計画等を作成、②地域で生活するために必要な相談援助・個別支援を実施した		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
強度行動障害者地域移行特別加算		300/日	次のいずれも満たす場合 (1)別に厚生労働大臣が定める施設基準(※1)を満たしている (2)障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害者(※2)(退所してから1年以内に限る)に対し、共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助・個別支援を実施した ※1 別に厚生労働大臣が定める施設基準 次のいずれも満たす施設 ①強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1名以上配置している ②強度行動障害支援者養成(基礎研修)又は行動援護従業者養成研修を終了した生活支援員の割合が100分の20以上である ※2 強度行動障害者 認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上である者			
医療連携体制加算	(I)	32/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、当該看護の提供時間が1時間未満である場合			
	(II)	63/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、当該看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合			
	(III)	125/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、当該看護の提供時間が2時間以上である場合			
	(IV)	利用者が1人	800/日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行った場合		
		利用者が2人	500/日			
		利用者が3人以上8人以下	400/日			
	(V)	500/日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算			
(VI)	100/日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合。 ※(I)又は(II)を算定している場合は算定しない				
(VII)	39/日	次の①～③に適合するものとして届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合 ①事業所の職員として、又は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により、看護師を1名以上確保していること ②看護師により24時間連絡できる体制を確保していること ③重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること				
通勤者生活支援加算		18/日	利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして届け出た事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合			
福祉・介護職員処遇改善加算	(I)	所定単位の15%を加算	キャリアパス要件I、キャリアパス要件II、キャリアパス要件III、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(II)	所定単位の11%を加算	キャリアパス要件I、キャリアパス要件II、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅲ)	所定単位の 6.1% を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の 90/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合(要件の詳細については下記参照) ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能		
	(Ⅴ)	(Ⅲ)の 80/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合(要件の詳細については下記参照) ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能		
	<p>※(Ⅰ)～(Ⅴ)のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。</p> <p>【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p> <p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員(原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象)</p> <p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【職場環境等要件】平成27年4月から((Ⅱ)・(Ⅲ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>				
福祉・介護職員 処遇改善特別加算		所定単位の 2.3% を加算	福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られている場合 ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能		
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 1.9%を加算	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合。 ※(Ⅱ)は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所		
	(Ⅱ)	所定単位の 1.6%を加算			
〔〕内は指定障害者支援施設で支援を行った場合					

ユニット名

NO	利用者名（注2）	受給者証 発行区市 町村名	障害 種別	障害 支援 区分	利用者負担 上限月額 （注3）	入居開始（終 了）年月日 （注4）	加算の有無（注5）												日中活動（注6）	当該法人の他の サービスを利用 している場合 は、そのサービ ス名（注7）		
							重度障 害者支 援加算	医療的 ケア対 応支援 加算	日中支 援加算	自立生 活支援 加算	入院時 支援特 別加算	帰宅時 支援加 算	長期入 院時支 援特別 加算	長期帰 宅時支 援加算	地域生活 移行個別 支援特別 加算	精神障害 者地域移 行特別加 算	強度行動 障害者地 域移行特 別加算	強度行動 障害者体 験利用加 算			医療連 携体制 加算	通勤者 生活支 援加算
例	○村 ○子	町田市	知	4	0	2016/4/1					○	○								就労継続支援B型	-	
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						

注1 任意様式で作成されてもかまいません。（但し、上記項目を満たしている様式をお願いします。） 各ユニットごとに1枚で作成してください。

注2 「利用者名」欄は、実地指導の対象期間（過去1年間）にサービスを利用している（いた）利用者名を記載してください。（例：実地指導月2017年5月→2016年5月～2017年4月）

注3 「利用者負担上限月額」欄には、最新の受給者証に記載されている利用者負担額を記入してください。

注4 「入居開始（終了）年月日」欄は、その事業所を使い始めた年月日を記入してください。終了している場合は、終了年月日を記入してください。

注5 「加算の有無」は過去1年間において請求をした加算名を記載してください。

注6 「日中活動」欄は、日中に利用している障害福祉サービス（就労継続支援A／Bなど）名又は一般就労等を記載してください。

注7 この欄は、法人内（当該事業所含む）でサービスを他に利用している場合に記載してください。（例：居宅介護・移動支援・自費等）